

(来訪者を適切にもてなすこと等による来訪者との交流の促進)

第14条 知事は、来訪者との交流を促進するため、多様な主体に対し、観光資源に関する理解及び来訪者との交流に対する意欲を増進し、並びに地域に来訪する者を適切にもてなすための情報及び学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、地域に来訪する者の利便の増進を図ることにより来訪者との交流を促進するため、地域に来訪する者のうち高齢者、障害者、外国人その他の特に配慮を要するものが円滑に利用できる観光関連施設及び公共施設の整備並びにこれらの利便性の向上、情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

1 来訪者との交流を促進するためには、事業者のみならず、地域住民の理解を深め、地域を挙げて来訪者をもてなすという全県的な理解、交流への参加意識の醸成、接遇の向上などが不可欠です。

このため、これらに必要な学習機会の提供、情報提供などに、必要な施策を講じようとするものです。

2 また、本県では、性別、年齢、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが訪れやすく、交流が楽しめるよう、感動や高い次元での満足感をもたらす、※ユニバーサルツーリズムに先進的に取り組んできており、ハード・ソフト両面での取組を進展させていくために必要な施策を講じようとするものです。

※ ユニバーサルツーリズム

性別、年齢、国籍、能力のいかんにかかわらず、さまざまな配慮が必要な人も含めて、だれもがより深く旅の楽しみを享受できる環境づくりをめざす活動のことです。